

別紙 2

政策金融の各機能の分類

- (イ) 政策金融から撤退するもの
- (ロ) 政策金融として残すもの
- (ハ) 当面残すが将来的には撤退するもの

(1) 日本政策投資銀行分野

- ①大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付のみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。(イ)

(2) 商工組合中央金庫分野 (イ)

- ①預金、手形割引等民間金融機関と同様のフルバンキング機能であることから、全面的に撤退する。
- ②所属団体向け組合金融であることから、本来参加者が相互扶助の精神に基づき、メンバーシップ制で行うものであり、政策金融である必要はない。

(3) 公営企業金融公庫分野 (イ)

- ①地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく撤退する。

(4) 中小企業金融公庫分野

- ①一般貸付は量的補完であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、資金余剰になっているので、中小企業といえども、量的補完は国が行う必要はなくなっており、撤退する。(イ)
- ②特別貸付は、国の中小企業政策の中に明確に位置づけられ、政策誘導を目的とする範囲に限定して行う。また、定期的に見直しを行い、必要性の低下した特別貸付からは、撤退する。(ハ)

(5) 国民生活金融公庫分野

- ① 民間中小金融機関でも採算上供給困難な零細・中小企業への事業資金貸付は、政策金融として残す（経営改善貸付、生活衛生資金貸付を含む）。(ロ)
- ② 教育資金貸付は、民間金融機関や日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能であり、撤退する。(イ)